精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

１　改正の趣旨

○ 医療上及び宗教上の差別への配慮を考慮し、令和２年４月１日付け障発０４０１第１２号にて厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部長より「「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の一部改正について（通知）」が発出され、精神障害者保健福祉手帳の交付手続きの一部改正が行われた。これにより、県が同通知を参考に定めている障害者手帳交付申請書（精神障害者保健福祉手帳）を一部改正する必要が生じたため、所要の改正を行う。

○ ひとり親の性別や婚姻歴による税制上の格差の是正を目的とした地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）の施行に伴い、令和２年１２月２８日付け厚生労働省発障１２２８第１号にて厚生労働事務次官より「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について」が発出され、寡婦（夫）控除のみなし適用を受ける未婚のひとり親に係る費用徴収額に関する規定が削除され、かつ未婚も同様の扱いとすることとなったため、所要の改正を行う。

２　改正内容

○ これまで精神障害者保健福祉手帳に添付する写真は、身分証明の観点から脱帽することとしていたが、今回の改正で医療上の理由等により着帽している場合について、要件緩和が行われたため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第１８条第１項で定めている障害者手帳交付申請書（別記第１６号様式）の注３に、「（申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く）」という一文を加える。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第９条第３項第３号で定めている寡婦（夫）控除のみなし適用を受ける未婚のひとり親に係る費用徴収額に関する規定を削除する。
令和３年７月の算定分から適用することとし、同年６月以前の算定分については、改正前の規定によるものとする。